

# 第五種共同漁業権遊漁規則

内共第42号  
第43号

令和6年1月1日施行

丹生川漁業協同組合

## 丹生川漁業協同組合内共第42号及び内共第43号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第42号及び内共第43号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、にじます、いわな、おいかわ、及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項お遊漁料を同条3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、ルアー釣り、友釣り（リールの使用可）、どぼんこをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	直径30センチメートルまでに限る。

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	使用禁止
どぼんこ	9月10日から翌年8月10日正午まで。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日以降で期間内で組合が定めて公示する10月31日まで。
やまめ にじます いわな おいかわ	3月1日以降で組合が定めて公示する日から9月9日まで。
うぐい	6月1日から9月9日まで。

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示または岐阜新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
小八賀川 丹生川町久手、みこし橋より上流の全域 丹生川町池之俣、箕鉾発電所取水入口より上流の全域 丹生川町岩井谷、平金橋より上流の全域 丹生川町駄吉、神馬橋上流端より上流50mから下流50mの間 丹生川町北方、小舟橋上流端より上流50mから下流50mの間 丹生川町根坊、琴ヶ淵上流端より下流400mの間 荒城川 丹生川町折敷地、島田橋上流端より下流200mの間 丹生川町三ノ瀬板淵 612 番地のだるま岩上流端より上流150mから下流150mの間 丹生川町折敷地、住吉橋上流端より上流50mから下流200mの間 丹生川町折敷地、丹生川ダム本体上流端より上流1,364mから下流200mの間	1月1日～12月 31日	全魚種

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、にじます	15センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算
		日釣り	年釣り	
あゆ	手釣り・竿釣り(ルアー釣り・友釣り・リール釣り) たも網	2,000円	10,000円	2,000円
やまめ にじます いわな おいかわ うぐい	手釣り・竿釣り たも網	1,000円	5,000円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料		現場加算
		日釣り	年釣り	
あゆ	女性、心身障がい者(身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者)	1,000円	5,000円	2,000円
	高校生以下	無料	無料	無料
雑魚	女性、心身障がい者(身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者)	500円	2,500円	1,000円
	高校生以下	無料	無料	無料

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（ただし、日釣り券は除く）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。